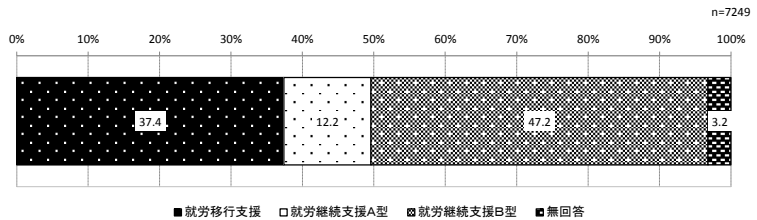


## 目次 2-3 アンケート調査 退所者編

1	退所時の事業の利用区分
2	性別
3	障害種別【複数可】
4	主たる退所理由・行き先
5	【主たる退所理由・行き先が「1就職」の場合】施設外支援・就労の利用【複数可】
6	【主たる退所理由・行き先が「1就職」の場合】半年以上の職場定着
7	【主たる退所理由・行き先が「1就職」の場合】事業所としての職場定着支援
8	【主たる退所理由・行き先が「1就職」の場合】ジョブコーチ支援

	N	%
サンプル数	7249	100.0
1 就労移行支援	2712	37.4
2 就労継続支援A型	884	12.2
3 就労継続支援B型	3418	47.2
4 無回答	235	3.2

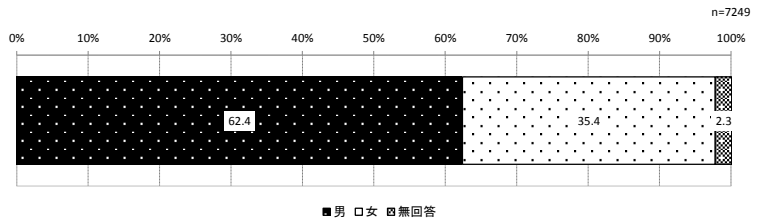
退所時の事業の利用区分



就労移行支援事業は、事業の性質から考えても退所者が多いが、就労継続支援事業からの退所者も多くなる。

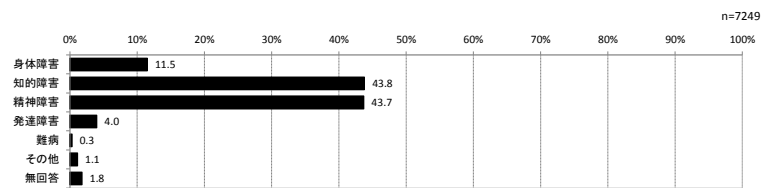
	N	%
サンプル数	7249	100.0
1 男	4521	62.4
2 女	2563	35.4
3 無回答	165	2.3

性別



	N	%
サンプル数	7249	100.0
1 身体障害	834	11.5
2 知的障害	3174	43.8
3 精神障害	3169	43.7
4 発達障害	287	4.0
5 難病	20	0.3
6 その他	78	1.1
7 無回答	128	1.8

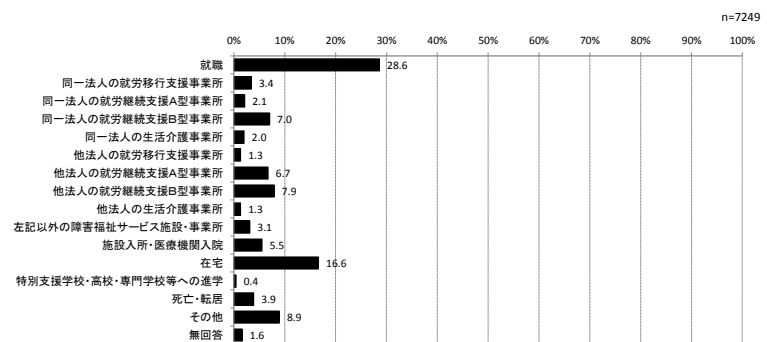
障害種別【複数可】



対象者としては、知的障害者と精神障害者が多い。

	N	%
サンプル数	7249	100.0
1 就職	2075	28.6
2 同一法人の就労移行支援事業所	246	3.4
3 同一法人の就労継続支援A型事業所	150	2.1
4 同一法人の就労継続支援B型事業所	508	7.0
5 同一法人の生活介護事業所	142	2.0
6 他法人の就労移行支援事業所	96	1.3
7 他法人の就労継続支援A型事業所	489	6.7
8 他法人の就労継続支援B型事業所	571	7.9
9 他法人の生活介護事業所	85	1.3
10 左記以外の障害福祉サービス施設・事業所	223	3.1
11 施設入所・医療機関入院	390	5.5
12 在宅	1202	16.6
13 特別支援学校・高校・専門学校等への進学	30	0.4
14 死亡・転居	282	3.9
15 その他	644	8.9
16 無回答	115	1.6

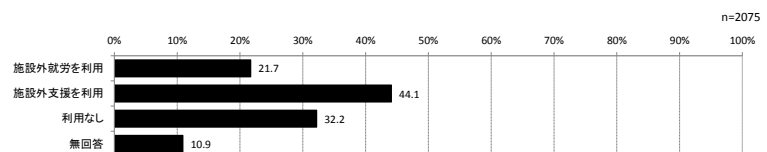
主たる退所理由・行き先



退所理由としては、一般就労する利用者が2075人いるが、他の福祉サービス事業へ移行する利用者をまとめると2520人いる。同一法人の別事業への移行者は1046人おり、事業移行利用者の約42%が同一法人内で移行している。また、サービス利用をせず、在宅となった利用者が1202人いる。

	N	%
サンプル数	2075	100.0
1 施設外就労を利用	451	21.7
2 施設外支援を利用	916	44.1
3 利用なし	668	32.2
4 無回答	226	10.9

【主たる退所理由・行き先が「就職」の場合】施設外支援・就労の利用【複数可】

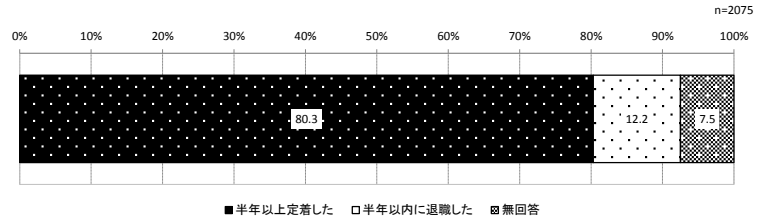


就職者の多くが施設外支援や施設外就労を利用していることが分かる。施設外支援等を利用せずに就労した利用者は全体の32.2% (668人) いた。

	N	%
サンプル数	2075	100.0
1 半年以上定着した	1666	80.3
2 半年以内に退職した	253	12.2
3 無回答	156	7.5

n=2075

【主たる退所理由・行き先が「1就職」の場合】半年以上の職場定着

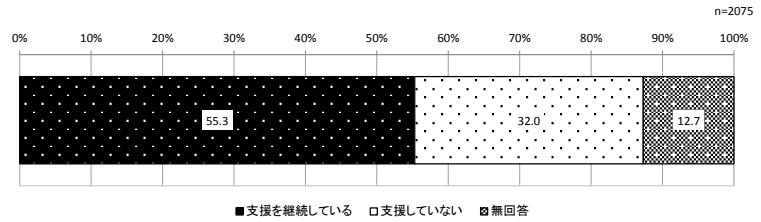


就労者の8割が半年以上定着しており、障害福祉サービスとしてしっかりとしたアセスメント・マッチングを行っている事業所が多い事が予想される。

	N	%
サンプル数	2075	100.0
1 支援を継続している	1148	55.3
2 支援していない	664	32.0
3 無回答	263	12.7

n=2075

【主たる退所理由・行き先が「1就職」の場合】事業所としての職場定着支援

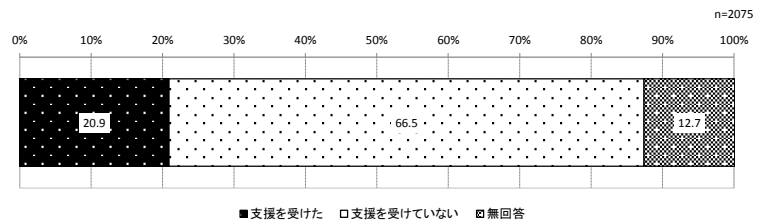


職場定着支援についても、半数以上の事業所が支援を継続しており、就労後の支援の重要性・必要性が示されている。

	N	%
サンプル数	2075	100.0
1 支援を受けた	433	20.9
2 支援を受けていない	1379	66.5
3 無回答	263	12.7

n=2075

【主たる退所理由・行き先が「1就職」の場合】ジョブコーチ支援



第1号職場適応援助者の支援を受けていない就労者が1379名、受けた就労者が433名いた。前項を鑑みれば、就職後の支援における第1号職場適応援助者の役割を機能的にも制度的にも検討する必要があると思われる。